

平成31年
第1回

石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第1号

平成31年2月13日（水曜日）

議事日程 第1号

2月13日午後2時31分開議

日程第1、会議録署名議員の指名

日程第2、会期決定の件

日程第3、議案第1号ないし第5号並びに報告第1号

出席議員（12人）

議 長	12番	千	葉	英	守	君
副 議 長	6番	濱	本		進	君
	1番	上	村		賢	君
	2番	花	田	和	彦	君
	3番	伊	藤	一	治	君
	4番	秋	元	智	憲	君
	5番	小	貫		元	君
	7番	中	山	智	康	君
	8番	川	澄	宗之	介	君
	9番	池	端	英	昭	君
	10番	八	田	盛	茂	君
	11番	内	海	英	徳	君

列席者

管理者 北海道知事 高橋 はるみ 君

出席説明員

専任副管理者	本	多	弘	幸	君
副 管 理 者	小	山	秀	昭	君
副 管 理 者	白	井		俊	君

会 計 管 理 者	小	玉	俊	宏	君
総 務 部 長	三	木	正	志	君
振 興 部 長	時	田	恵	生	君
参事(総務担当)	佐	藤	竜	哉	君
参事(管理担当)	吉	田	卓	己	君
参事(企画振興担当)	富	木	浩	司	君
参事(計画担当)	小	松	周	二	君
参事(施設担当)	山	本	敏	之	君
出 納 室 長	篠	原		聡	君

議会事務局職員出席者

事務局長(兼務)	佐	藤	竜	哉	君
書 記 (同)	楠	本	裕	幸	君
書 記 (同)	北	崎	孝	介	君

1. 管理者挨拶

○議長(千葉英守君) 開議に先立ちまして、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

管理者高橋はるみさん。

○管理者(高橋はるみ君) 平成31年石狩湾新港管理組合議会第1回定例会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

千葉議長を初め、議員の皆様方には、日ごろから、石狩湾新港の発展に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

石狩湾新港は、本道経済を支える日本海側の国際貿易港として着実に成長し続けており、平成30年の取扱貨物量の速報値は、前年に比べ、約8%増の664万トンとなり、6年連続で過去最高を更新いたしました。また、外貿定期コンテナ航路に関しましては、昨年、本港とフィリピンや中国を結ぶ直行便が運航開始するなど、便数の増加や寄港地の多様化により、利便性の向上が図られているところであります。

さて、昨年は、本道がかつて経験したことのない最大震度7を記録した胆振東部地震により、道民の皆様暮らしや産業基盤に大きな影響が生じました。一方で、北海道命名150年を迎え、天皇皇后両陛下のご臨席のもと、記念式典を開催するなど、本道の礎を築かれた先人の偉業を振り返りながら、道民の皆様とともに節目の年を祝うことができました。

こうした大きな出来事があった節目の年を経て、ことしは、次の50年、100年先を目指して、北海道がさらに発展していくための大切な一年となります。北海道が希望に満ちた将来を築いていくため

にも、石狩湾新港と新港地域が本道の基幹産業を支える物流拠点として発展し続けることが重要であると考えられるものであり、今後とも、港湾施設の機能強化を図るとともに、本港の利便性や優位性のPRを強化するなど、利用促進に向けた取り組みを進めてまいり所存でありますので、引き続き、議員の皆様方のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

本日の定例会には、平成31年度一般会計予算案などを提出しておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げ、冒頭のご挨拶といたします。

なお、ここで、組織団体であります小樽市から新たに指名されております副管理者の紹介をさせていただきます。

小樽市副市長の小山秀昭さんでございます。

○副管理者（小山秀昭君） 小樽市の小山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○管理者（高橋はるみ君） 以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

午後2時30分開会

1. 開 会

○議長（千葉英守君） それでは、ただいまより、本日招集されました平成31年第1回定例会を開会いたします。

午後2時31分開議

1. 開 議

○議長（千葉英守君） これより、本日の会議を開きます。

1. 日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（千葉英守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第94条の規定により、会議録署名議員には、

秋 元 智 憲 君
上 村 賢 君

の2名を指名いたします。

1. 諸般の報告

○議長（千葉英守君） 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（佐藤竜哉君） 管理者から提出のありました議案は、議案第1号ないし第5号並びに報告第1号であります。

このほか、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

○議長（千葉英守君） この際、ご報告いたします。

議員派遣の決定について、会議規則第96条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり、議長において決定いたしました。

以上、報告いたします。

1. 日程第2、会期決定の件

○議長（千葉英守君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

今定例会の会期は、本日2月13日、1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（千葉英守君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、1日間と決定いたしました。

1. 日程第3、議案第1号ないし第5号並びに報告第1号

○議長（千葉英守君） 日程第3、議案第1号ないし第5号並びに報告第1号を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者本多弘幸君。

1. 議案第1号ないし第5号並びに報告第1号の説明

○専任副管理者（本多弘幸君） ただいま議題となりました平成31年度予算案並びに平成30年度補正予算案及びその他の案件につきましてご説明申し上げます。

平成31年度の当初予算編成に当たりましては、各母体の厳しい財政状況を踏まえ、事業の緊急度や優先度などを十分勘案しながら、限られた財源の中で、より一層、重点的、効率的な予算編成に努めたところでございます。

初めに、議案第1号、平成31年度石狩湾新港管理組合一般会計予算についてであります。お手元の議案（その1）の1ページをごらんください。

予算案の総額は、歳入歳出それぞれ23億6559万3000円を計上いたしました。

まず、歳入予算の主なものにつきましてご説明いたします。

予算に関する説明書の3ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金は、母体からの負担金として16億5589万4000円を計上いたしました。

母体ごとの負担金額は、北海道が11億393万円、小樽市と石狩市がそれぞれ2億7598万2000円となっております。

次に、第2款使用料及び手数料は、港湾施設使用料などとして8369万1000円を、4ページの第3款国庫支出金は、補助事業に係る国庫補助金として9200万円を計上いたしました。

次に、6ページをごらんください。

第8款組合債は、国直轄事業及び補助事業に係る港湾事業債として5億3370万円を計上いたしました。

次に、歳出予算の主なものにつきましてご説明いたします。

7ページをごらんください。

第1款議会費は、議会運営に必要な経費などとして1082万8000円を、第2款総務費は、人件費や事務的経費などの一般管理費や港湾施設の維持管理などの施設管理費及び監査委員費として4億5631万4000円を計上いたしました。

次に、10ページをごらんください。

第3款港湾建設費は、8億6636万4000円を計上しており、内訳は、国直轄事業負担金で5億2500万円、補助事業費で1億8000万円、単独事業費で1億6136万4000円となっております。

次に、11ページをごらんください。

第4款公債費は、起債償還の元金及び利子で7億8872万4000円を、第5款諸支出金は、港湾整備事業特別会計への繰出金として2億4286万3000円を計上いたしました。

以上、議案第1号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、議案第2号、平成31年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計予算についてであります。お手元の議案（その2）の1ページをごらんください。

予算案の総額は、歳入歳出それぞれ12億5437万円を計上いたしました。

4ページをごらんください。

債務負担行為についてですが、起債事業における花畔埠頭荷役機械製作設置工事の実施に伴い、ガントリークレーンの製作、設置を2カ年で実施することから、11億300万円の債務負担行為の限度額を設定しようとするものであります。

次に、歳入予算の主なものにつきましてご説明いたします。

予算に関する説明書の3ページをごらんください。

第1款の使用料及び手数料は、港湾施設使用料として4億4770万9000円を、4ページの第2款国庫支出金は、補助事業に係る国庫補助金として4600万円を、第3款財産収入は、財産貸し付け収入などとして577万8000円を、第4款繰入金は、一般会計からの繰入金として2億4286万3000円を計上いたしました。

次に、5ページをごらんください。

第6款組合債は、補助事業及び単独事業に係る港湾事業債として5億1200万円を計上いたしました。

次に、歳出予算の主なものにつきましてご説明いたします。

6ページをごらんください。

第1款総務費は、人件費などの一般管理費や港湾施設管理運営費などの施設管理費として3億6240万9000円を計上いたしました。

次に、7ページをごらんください。

第2款の港湾建設費は、5億5800万円を計上しており、内訳は、補助事業費で1億3800万円、単独事業費で4億2000万円となっております。

次に、8ページをごらんください。

第3款公債費は、起債償還の元金及び利子などとして3億3346万1000円を計上いたしました。

以上、議案第2号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、平成30年度の補正予算についてであります。国直轄事業及び補助事業の確定に伴う減額や港湾整備事業特別会計への繰出金の減額などを行おうとするものであります。

それでは、議案第3号、平成30年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算についてご説明いたします。

お手元の議案（その3）の1ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ2億7480万7000円を減額し、予算総額を19億696万4000円にしようとするものでございます。

まず、歳入補正額の主なものにつきましてご説明いたします。

補正予算に関する説明書の3ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金は、使用料収入の増額や前年度繰越金の計上、歳出予算の減額などによりまして2億3201万9000円を減額いたしました。

母体ごとの内訳は、北海道が1億5467万9000円、小樽市と石狩市がそれぞれ3867万円の減額となっております。

第2款使用料及び手数料は、岸壁等使用料などの増によりまして1774万3000円を増額、第3款国庫支出金は、補助事業費の減によりまして6340万円を減額いたしました。

次に、4ページの第6款繰越金は、平成30年第3回定例会において決算の認定をいただきました平成29年度の歳計剰余金として9236万9000円を増額、第8款組合債は国直轄事業負担金や補助事業の減によりまして8950万円を減額いたしました。

次に、歳出補正額の主なものにつきましてご説明いたします。

5ページをごらんください。

第2款総務費は、一般管理費で人件費の減などにより1239万4000円を減額、第3款港湾建設費は、今年度の国直轄事業費の減、補助事業費の減及び単独事業費の減によりまして2億2328万7000円を減額、6ページの第4款公債費は、起債償還利子の減などによりまして215万1000円を減額、第5款諸支出金は、港湾整備事業特別会計への繰出金の減によりまして3697万5000円を減額いたしました。

以上、議案第3号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、議案第4号、平成30年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案（その4）の1ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ69万1000円を減額し、予算総額を14億1493万3000円にしようとするものでございます。

まず、歳入補正額の主なものにつきましてご説明いたします。

補正予算に関する説明書の3ページをごらんください。

第1款使用料及び手数料は、港湾施設使用料の増によりまして4025万円を増額、4ページの第3款財産収入は、土地貸し付け収入の減により396万6000円を減額、第4款繰入金は、歳入の増額や歳出の減額に伴い、一般会計からの繰入金を3697万5000円減額いたしました。

次に、歳出補正額の主なものについてご説明いたします。

5ページをごらんください。

第1款総務費は、一般管理費の公課費の減や施設管理費の港湾施設修繕費の増によりまして差し引

き1400万7000円を増額、第3款公債費は、起債償還利子の減などによりまして1469万8000円を減額いたしました。

以上、議案第4号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、議案第5号の石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。この条例は、扶養手当及び期末手当の改定を行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。

条例の概要につきましては、職務の級が8級の職員に対する扶養手当の額の改正、6月期及び12月期の期末手当が均等となるよう配分するための改正をしようとするもので、平成31年4月1日の施行を予定しております。

最後に、報告第1号の専決処分報告につき承認を求める件につきましてご説明いたします。

お手元の議案（報告）をごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年12月28日付で専決処分いたしました石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、同条第3項の規定により、議会の承認を得ようとするものでございます。

以上、提出いたしました案件につきましてご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

1. 質疑並びに一般質問

○議長（千葉英守君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次、これを許します。

八田盛茂君。

○10番（八田盛茂君） それでは、通告に従いまして、順次、質問させていただきます。

道産食品の輸出拡大と石狩湾新港の役割について伺ってまいります。

北海道においては、本年1月、今後5カ年で道産食品の輸出額を1500億円とする第2期の北海道食の輸出拡大戦略が策定されたと聞いておりますが、昨年の第2回定例会で我が会派の同僚議員が指摘をいたしましたとおり、石狩湾新港が道の掲げる目標達成に向けて寄与していくためには、輸出の拡大に向けた環境整備の取り組みが欠かせないと思われまます。

そうした観点から、何点か伺ってまいります。

最初に、石狩湾新港の取扱貨物量は増加していると聞いており、今後も一層の利用拡大が期待されているところですが、平成30年に取り扱った貨物量やコンテナ個数について、前年との比較と増加の要因などについて伺いをいたします。

次に、コンテナで取り扱った貨物のうち、農水産品の輸出貨物について、昨年の実績、取扱貨物量に占める割合及び前年との比較について伺いをいたします。

次に、農水産品等の輸出促進に向けた港湾施設の整備について、新年度の取り組みについて状況をお伺いいたします。

最後に、石狩湾新港の機能強化は、道内産業の国際競争力の向上を図り、活力ある地域として持続的に発展する上で極めて重要であるものと考えますが、さらなる利用拡大に向けて、港湾管理者とし

てどのように取り組むかをお伺いします。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

○議長（千葉英守君） 管理者高橋はるみさん。

○管理者（高橋はるみ君） 八田議員のご質問にお答えをいたします。

道産食品の輸出拡大と石狩湾新港の役割に関し、本港のさらなる利用拡大に向けた取り組みについてであります。昨年5月に石狩湾新港地域内の精米工場と薫蒸倉庫が道内では初めて中国向け精米輸出に対応した施設に指定され、秋以降、本港を利用した道産米の輸出が始まるなど、道産食品の輸出拡大に向けて明るい兆しが見え始めているところであります。

こうした動きを持続し、拡大していくためには、ハード、ソフト両面での一体的な施策を推進する必要があり、今後も、必要な港湾機能の充実に努めることはもとより、船会社や商社、荷主企業などを対象に、本港の説明会や農水産品輸出促進セミナーを開催するほか、輸出食品の展示・商談会などに出展をし、道内最大の冷凍・冷蔵倉庫の集積や、札幌圏に位置し、輸送コストの削減を可能とする本港の地理的優位性をPRするなど、継続的なポートセールスを実施してまいりたいと考えているところであります。また、新年度は、事業者と連携しながら、道産食品の輸出における潜在的なニーズや、物流面での課題などを捉えるための調査研究を実施するなど、本港のさらなる利用拡大に向けた取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

なお、その他のご質問につきましては、専任副管理者から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長（千葉英守君） 専任副管理者本多弘幸君。

○専任副管理者（本多弘幸君） 道産食品の輸出拡大と石狩湾新港の役割に関し、本港の平成30年の取扱貨物量についてであります。全体の貨物量は、速報値によりますと、前年と比べ、8.3%増の約664万トンとなり、6年連続で過去最高を更新したところでございます。

主な増加品目とその要因につきましては、輸入では、LNGが、北海道ガスと北海道電力が使用する発電用燃料の増加などを反映し、前年と比べ、42.8%増の約180万トン、輸出では、金属くずが、船舶の大型化と東南アジア向けの増加などにより、27%増の約24万トンとなっているところでございます。また、コンテナ取扱個数につきましては、前年と比べ、5.2%増の約5万3000TEUとなり、こちらも過去最高を更新したところでございます。

増加の要因につきましては、従来の韓国航路に加えて、フィリピンや中国への直行便が運航開始されたほか、昨年秋に週2便から3便に増便されたことにより、利用者の利便性の向上が図られたことによるものと考えているところでございます。

次に、本港における農水産品の輸出についてであります。平成30年にコンテナで輸出された貨物は約14万トンであり、そのうち、農水産品は約2万4000トンで、全体に占める割合は約17%となっているところでございます。また、前年との比較では、農水産品は、貨物量で約5000トンの増、割合では26%の増となっているところでございます。

主な増加品目につきましては、ホタテやサケを中心とした冷凍魚介類などの水産品の輸出が約2万3000トンで、前年と比べ、39%の増となったほか、米の輸出が521トンで、これまでも取り扱いのあ

った香港、シンガポール向けなどに加え、新たに中国向けの輸出が始まったことにより、前年と比べ、18%の増となったところでございます。

最後に、平成31年度の港湾施設整備の取り組みについてであります。コンテナの増加に円滑に対応できるよう、港湾機能の強化に努めているところであり、国の支援制度を活用した冷凍・冷蔵コンテナの電源供給設備の増設や小口貨物積みかえ円滑化支援施設の整備につきましては、平成31年度の完成を予定しているところでございます。また、2基目のガントリークレーンにつきましては、今年度に引き続き、レール部分の基礎工事を実施するほか、クレーン本体の設計にも着手するなど、平成32年度の完成をめどに整備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（千葉英守君） 八田盛茂君。

○10番（八田盛茂君） それぞれ答弁をいただきましたけれども、1点指摘をさせていただきたいと思えます。

石狩湾新港のさらなる発展に期待をいたすところでありますけれども、今後、石狩湾新港がさらに成長していくためには、引き続き、利用者のニーズを的確に捉えた取り組みを確実に実施し、利便性を高めていくことが必要であると考えます。また、ポートセールスなど、利用者をふやすためのソフト事業や、利用拡大に向けたハード整備などの取り組みを今後も絶え間なく継続されることが重要であると考えておりますので、今後も、港湾管理者を中心に、関係者が連携を図りながら、さらに大きく展開されるよう強く求めて、私の質問を終わります。

○議長（千葉英守君） 次に、小貫元君。

○5番（小貫元君） 初めに、アメリカ艦船の石狩湾新港入港について質問します。

2月3日、7年ぶりとなるアメリカの軍艦が石狩湾新港に入港しました。今回、入港したミサイル巡洋艦アンティータムは、横須賀を母港とする軍艦です。アメリカの戦略上、水上艦や戦略原子力潜水艦を除く潜水艦への核兵器の搭載は基本的に行われていないことになってはいますが、アメリカは核兵器搭載の有無を明らかにしない政策を維持しています。

1月29日、管理組合は、核搭載の有無について、外務省北米局日米安全保障条約課長に対し、照会をかけています。外務省北米局は、アメリカ軍に対し、核搭載の有無について直接確認したのでしょうか、お答えください。

アメリカは、昨年2月に、核態勢見直し、NPRを発表しました。このNPRによって、核戦力の近代化、強化を推進しようとしています。2010年、NPRで退役になった核トマホークにかわる新たな海洋巡航ミサイルが開発されるなど、アメリカの核戦略が転換されました。

管理者は、核兵器を撤去したから日本に持ち込むことが想定されないという前提が変わったと考えませんか、管理者の見解を示してください。

新しいNPRを踏まえた上で、外務省北米局の回答について、管理者の見解を示してください。

入港の目的は親善だと言います。誰と誰の親善なのでしょう。また、親善と言えると管理者はお考えですか、お答えください。

石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例第18条では、港湾施設の使用を禁止する物件として、第1号

に、爆発もしくは燃焼しやすいもの、または劇薬もしくは毒薬であって取扱上危険と認められるものと定めています。アンティータムは、軍艦ですから弾薬が大量に積まれています。アンティータムの港湾施設の使用は第18条に抵触します。

このことに対する管理者の見解を示してください。

港則法第4条には、入港届、出港届の義務が定められています。港則法施行規則では、入港届に記載する事項を定め、船舶の総トン数や船長の氏名、直前の寄港地はもちろんのこと、乗組員の数及び旅客の数、積載貨物の種類などを記載することになっています。しかし、アンティータムの入港届には、旅客の数はNILL、積載貨物はNILL、次の寄港地や乗組員に至ってはUNKNOWNです。

管理者はこれが正常な入港届だと思いますか。この入港届の記載に対する管理者の見解を示してください。

また、なぜこのような入港届で港湾施設の使用を認めたのか、理由を示してください。

次に、北防波堤延伸工事について伺います。

補正予算案では、北防波堤延伸工事に、事業費8億1000万円、管理者負担金1億2150万円が計上されています。管理組合からは、国の補正予算、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策の中の全国の主要な港湾に関する緊急対策に基づく予算計上だと説明を受けました。

ここで疑問に思うのは、なぜ北防波堤延伸工事が緊急対策なのかということです。石狩湾新港インフラ長寿命化計画では、北防波堤延伸は、整備中のため、位置づけられていません。このことから、緊急性があるとは思えません。今回の補正予算を緊急対策とは言えないのではありませんか。

この指摘に対する管理者の見解を述べてください。

国土交通省北海道局のホームページによれば、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策として694億円、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策のうち、初年度の対策として速やかに着手すべき防災のための重要インフラ等の機能維持、国民経済、生活を支える重要インフラ等の機能維持に係る事業を実施とあります。昨年10月31日、国から管理組合に対し、電話でヒアリングがあったと聞いています。いただいたメモでは、石狩湾新港における防波堤の現況について伺いたいと聞かれた、そして、堤体や消波ブロックについては一部沈下が見られるほか、北防波堤の延長不足により静穏度が確保されていないと答えたとのこと。国は、北防波堤延伸工事の重要インフラ緊急点検として、図面や写真の提供は求めなかったのでしょうか。また、点検の結果、どのように判断したのか、示してください。

石狩湾新港でこの重要インフラに位置づけられている施設はほかにどこか、理由も含め、示してください。

北防波堤延伸工事の3か年緊急対策の内容について具体的に示してください。

なぜ、初年度の対策として速やかに着手する必要があるのか、説明してください。

国の関係閣僚会議に出された資料によると、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による防波堤の補強等は、全国で、高潮・高波対策で約10施設、津波対策で約5施設ということです。

管理組合によれば、今回の補正は高潮・高波対策で、どのような理由で高潮・高波対策に位置づけられたかはわからないということでした。理由もわからないのになぜ予算計上したのですか、また、

理由もわからないのに8億円を超える予算計上をすることは問題だと思いませんか、管理者の見解を示してください。

過去に、高潮、高波により埠頭内の施設が被災を受けた事例について示してください。

北防波堤の延伸工事の補正予算の内容は、ケーソン製作50メートルで8億1000万円です。2014年度のケーソン製作は、同じく50メートルで7億1200万円でした。2014年度と比べて約1億円増額となった理由を説明してください。

補正予算では、防災のための緊急対策だと予算計上されましたが、いただいた新年度予算案の石狩湾新港港湾関係事業予算案では、北防波堤について、港内静穏度を確保するため、北防波堤を整備すると、いつもどおりの説明があります。新年度予算の北防波堤延伸工事は、全国の主要な防波堤に関する緊急対策には位置づけられていない、今年度で緊急対策は終わりということでしょうか、お答えください。

新年度予算案、事業費31億円の内訳は、ケーソン製作100メートル17億9000万円、ケーソン据えつけ100メートル10億8900万円、上部工125メートル2億2100万円になると言います。補正予算では、ケーソン製作50メートルで8億1000万円でしたが、新年度予算では50メートル当たり8億9500万円と、8500万円の増額になります。なぜ、このようなことになるのか、説明してください。

2015年に実施したケーソン据えつけ50メートルは、7億500万円でした。新年度予算では、50メートル当たり5億4450万円であり、1億6050万円の減額になります。同様に、上部工については、2016年に実施し、25メートル7900万円でした。新年度予算は125メートルの予算ですので、25メートル当たり4420万円です。いずれも低く見積もり過ぎていると考えませんか、管理者の見解を示してください。

管理組合は、過去の議会で、北防波堤延伸工事の事業費の増額について、国から示されていないとの答弁を繰り返しています。国から示されていないと言うのなら、示すように国に求める考えはありませんか、お答えください。

想定事業費は106億円、今回の補正予算も含めると、実施事業費が約50億円、残り約56億円の事業を4年間で実施するには、単年度は約14億円です。31億円も要求する必要がないのではありませんか、管理者の見解を求めます。

残り4年の段階で単年度31億円を要求するという事は、さらに100億円はかかると見込んでいるのではないですか。

次に、使用料について質問します。

補正予算では使用料を増額しています。一般会計では1774万円、特別会計では4025万円の増額です。増額補正の内容を具体的に説明してください。

繰り返し述べていますが、当初予算における使用料収入を低く見積もり過ぎているということです。昨年度決算では、最終補正から決算までに、一般会計で2035万円、特別会計で3047万円の増額でした。今回の補正と昨年度決算を比較すると、一般会計でマイナス1370万円、特別会計でマイナス1874万円となります。貨物が伸びていると言いながらも、随分と控え目な増額補正です。恐らく、決算で、結果として収入増になり、翌年度に繰り越されることと思います。

昨年度決算よりも使用料収入が減少する補正とした理由を説明してください。

新年度予算のほうです。

正確性に欠ける予算編成に変わりがありません。地方財政法第3条第2項では、予算編成について、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、かつ、経済の現実に即応してその収入を算定することを定めています。新年度予算の一般会計では8369万円、特別会計では4億4771万円と、前年度予算額よりも増額しています。しかし、昨年度の決算と比較しても、新年度予算は、一般会計で1411万円、特別会計で2397万円と、少なく計上しています。

答弁では、前年度の実績などをもとに確実に見込まれる額を予算計上したと繰り返し述べています。貨物が伸びていると言いながらも、使用料収入で2017年度決算と比較して減少する予算を計上する予算編成のあり方では、正確に財源を捕捉しているとは言えないのではありませんか。管理者の見解を示してください。

最後に、ガントリークレーンの増設についてです。

管理組合によると、2018年度の既設ガントリークレーンの収支は約6000万円の赤字で、累計収支は12億4589万円の赤字です。単年度収支を黒字化にすることすらできていません。

管理組合は、今後、既設のガントリークレーンの維持費は年間3000万円と想定しています。第3回定例会で、この根拠を示してくださいと質問すると、過去10年間の実績を平均した額を見込んだ、昨年度は高額な部品を交換したことから一時的に費用がふえた、収支計画の見込み程度におさまると答弁していました。

ところが、今年度の歳出の見込みは1億478万円と、3000万円とはほど遠い維持費がかかっています。2基体制の収支計画において、既設ガントリークレーンの維持費が年間3000万円の見込みを変更する必要があると考えませんか、管理者の考えを聞かせてください。

管理組合が小樽港と競合する中国航路に手を出し、小樽港のコンテナ貨物を奪おうとしています。しかし、第3回定例会で質問したように、石狩湾新港と中国との航路は、小樽港の中国航路と比べ、倍の時間がかかります。しかも、不定期航路です。管理組合は、寄港地の選定については、運航船社の経営判断だ、管理組合は関係ないのだという態度です。

運航船社が勝手に判断したと言うのなら、これまで管理組合として中国に航路の開拓のポートセールスは行ったことがないと認識してよろしいか、お答えください。

さらに、ロシアとの航路について、管理組合の見解を伺います。

管理組合のホームページには、12月19日、石狩湾新港外貿貨物利用促進協議会が主催した講演会の記事が掲載されていました。そこでは、協議会ではロシア極東部に地理的に近いという本港の特徴を生かし、輸出入貨物の発掘や外貿定期航路の誘致、外貿定期コンテナ航路の利用促進に向けたPR活動を行ってまいりますとあります。

管理組合として、またしても小樽港が航路を持っている国と定期航路を開拓しようとしているのでしょうか、管理組合の意向を示してください。

また、管理組合が航路誘致を計画している航路について明らかにしてください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（千葉英守君） 専任副管理者本多弘幸君。

○専任副管理者（本多弘幸君） 小貫議員の質問にお答えします。

初めに、アメリカ艦船の石狩湾新港入港に関し、まず、核兵器搭載の有無の確認についてであります。平成31年1月29日付で外務省に照会し、1月30日付で回答を得たところでございます。

なお、外務省からアメリカ軍へ直接確認を行ったかについては承知していないところでございます。

次に、核態勢の見直しに対する見解についてであります。核態勢の見直しによる影響等につきましては、管理組合としては判断することはできませんが、核兵器搭載の有無に関しての外務省の回答は、これまでの情報をもとに、現時点での政府としての見解を示したものと認識しているところでございます。

次に、外務省北米局の回答に対する見解についてであります。これまで公にされた米国の核政策に基づけば、我が国政府としては、現時点において、核兵器を搭載する米国艦船の我が国への寄港はないと判断しているとの回答を得ているところであり、国の見解どおり受けとめたところでございます。

次に、入港目的についてであります。石狩湾港長名で港湾管理者宛てに通知のあった米国艦船の石狩湾新港への寄港に係る文書では、入港目的は親善と記載されており、記載されている以上のことは承知していないところでございます。

次に、港湾施設の使用についてであります。港湾施設管理条例第18条は、取り扱い上、危険と認められる物件などについて、港湾施設の使用を禁止し、安全性を確保しようとしているところでございます。

今回の入港では、危険と認められる物件の扱いはされていないことから、条例第18条に抵触することはないと考えているところでございます。

次に、入港届などについてであります。港則法では、港内における船舶交通の安全及び港内の整頓を図ることを目的としており、今回の届け出につきましては、記載内容からその目的を満たしていると考えているところでございます。

また、港湾施設の使用につきましては、核兵器の搭載の有無や船舶の入出港の安全性、港湾施設や業務への影響などを見きわめ、港湾管理者として施設の使用を認めたとところでございます。

次に、北防波堤延伸工事に関し、まず、補正予算に対する見解についてであります。平成30年度第2次補正予算につきましては、国内における昨年の災害を契機とした国の重要インフラの緊急点検を踏まえたものであると承知しているところでございます。今回の緊急点検は、直近の自然災害において問題点が明らかとなった事象に対して重要インフラがその機能を発揮できるよう、全国で実施されたところでございます。

管理組合といたしましては、北防波堤の延長不足により、港内静穏度が確保されていないことから、高波によるリスクがあると考えており、全国の主要な港湾に関する緊急対策として補正予算が認められたものと考えているところでございます。

次に、点検時における図面や写真の提供などについてであります。今回の緊急点検に際しては、

国から図面や写真の資料提供は求められていないところでございます。

また、点検結果の判断につきましては、国が行っていますことから、管理組合としては承知していないところでございます。

次に、重要インフラに位置づけられた施設についてであります。緊急点検の対象となった重要インフラは国から示されているところであり、北防波堤のほか、全国の主要なコンテナターミナルに関する緊急点検として花畔1号岸壁が、全国の主要な緊急物資輸送ターミナルに関する緊急点検として花畔3号岸壁が、全国の主要な臨港道路に関する緊急点検として臨港道路花畔幹線が該当したところでございます。

次に、3か年緊急対策の内容についてであります。北防波堤が防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の対象となったことは承知しておりますが、3か年の具体的な内容につきましては、平成30年度第2次補正予算以外は国から示されておらず、管理組合としては承知していないところでございます。

次に、速やかに着手する必要があることについてであります。北防波堤につきましては、施設延長が不足していることから港内静穏度が確保されておらず、管理組合としては早期完成を目指しているところでございます。今回の点検結果により、国が北防波堤の延長不足による高波のリスクを考慮し、速やかに着手する必要があると判断したものと考えているところでございます。

次に、高潮・高波対策を予算計上した理由などについてであります。北防波堤の延長不足により港内静穏度が確保されていないことから、国が、今回の緊急点検により、高波対策が必要と判断したものと認識しているところでございます。

管理組合といたしましては、北防波堤を早期に延伸し、港内静穏度を確保することが高波によるリスクを回避するために必要であると考え、予算計上したところでございます。

次に、高潮、高波による埠頭内施設の被災についてであります。本港においては、悪天候による高波などにより岸壁や護岸において越波が発生していることはありますが、埠頭内の施設が被災したことはないと承知しております。

次に、補正予算に係るケーソン製作費の増額についてであります。ケーソンの製作費につきましては、工事に必要な人件費、作業船や機械などの経費、材料費等で構成されておりますが、近年の物価上昇などにより増額となったと認識しているところでございます。

次に、緊急対策の期間についてであります。繰り返しになりますが、北防波堤が防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の対象となったことは承知しておりますが、3か年の具体的な内容につきましては、平成30年度第2次補正予算以外は国から示されておらず、管理組合としては承知していないところでございます。

次に、新年度予算案の増額理由についてであります。国からは、施工場所や施工規模、施工方法、関連する調査などにより、事業費が変動するものと聞いているところでございます。

次に、新年度予算案のケーソン据えつけと上部工についてであります。これも繰り返しになりますが、国からは、施工場所や施工規模、施工方法、関連する調査などにより、事業費が変動するものと聞いているところでございます。いずれにいたしましても、さまざまな変動要素を考慮し、国が適

切に必要な事業費を算出していると認識しているところでございます。

次に、事業費の増額についてであります。北防波堤延伸は、国直轄事業として平成27年度に実施した事業再評価において適切に全体事業費の見直しが行われたところでございます。今後も、事業費の見直しについては、国が事業再評価を実施する際などに適切に行われるものと考えており、管理組合といたしましては、適宜、内容の把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、新年度の予算要求額についてであります。北防波堤は、船舶の航行や円滑な荷役作業を行う上で重要な施設であり、延伸により港内の安全性が向上し、利用促進にもつながることから、早期完成に向けて事業の進捗を図るため、年間施工量などを勘案しながら必要な額を計上しているところでございます。

次に、残事業費についてであります。残事業費につきましては、物価の変動、地盤条件など、さまざまな要因により変動が想定されるものであります。現時点で全体事業費の変更は国から示されておりませんが、事業再評価を実施する際などに国が適切に見直すものと考えているところでございます。

次に、使用料に関し、まず、増額補正の内容についてであります。主な要因といたしましては、一般会計では、チップ船やスクラップ船などの大型船舶の利用増に伴う岸壁等使用料の増、特別会計では、風力発電施設建設工事による使用面積の増に伴う港湾施設用地等使用料の増や、外航LNG船及び外航石油船などの利用増に伴うひき船使用料の増となっているところでございます。

次に、補正予算案と昨年度決算との比較についてであります。使用料収入の補正予算額は、今年度の4月から11月までの収入実績と、昨年度の12月から3月までの収入実績などをもとに算出しているところでございます。昨年度の12月から3月までの収入実績については、大型船舶や外航石油船の利用増などで増となっており、これらを見込んだ上で補正額を決定したところでございます。結果として、昨年度決算よりも減少する見込みとなったところでございます。

次に、新年度予算案と昨年度決算との比較についてであります。予算編成に当たり、収入は過大な見込みとならないよう算定する必要があることから、社会経済情勢の影響や昨年度の実績などをもとに算定した確実に見込まれる額を計上しており、結果として、昨年度決算よりも減少する見込みとなったところでございます。

最後に、ガントリークレーンの増設に関し、まず、既設ガントリークレーンの維持費の見込みについてであります。現在、大型部品の交換などを行っており、2基運用後におきましては、収支計画の見込み程度におさまるものと考えているところでございます。

次に、中国へのポートセールスについてであります。これまでに管理組合や船舶代理店などで構成する石狩湾新港ポートセールス会が中国へのポートセールスで現地の船会社などを訪問したほか、先月は、香港において管理組合が大手船会社と意見交換を実施してきたところでございます。加えて、毎年、首都圏で開催する説明会においても、中国を含めた各国の船会社を招いて本港のPRを行うなど、継続的なポートセールスに努めているところでございます。

次に、ロシアとの定期航路についてであります。これまでも、極東ロシアにおいて、船会社や商社、行政機関などと意見交換を実施するなど、本港のPRに努めてきたところでございます。現在、

極東ロシアとの貿易は、水産品の輸入や自動車部品の輸出などが韓国釜山港を経由して取り扱われていることから、管理組合といたしましては、引き続き、ロシアを含めた各国との航路就航に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、航路誘致の計画についてであります。寄港地の多様化や寄港便数の増加は、本港を利用する荷主企業などの利便性向上につながるものと考えているところでございます。平成26年に管理組合が策定した長期構想においては、将来目指すべき姿として、本港と地理的優位性がある極東ロシアのほか、東南アジア等との航路開設などを掲げており、引き続き、国内外での幅広いポートセールス活動により、船会社などに本港が持つポテンシャルや優位性をPRするなど、航路誘致に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（千葉英守君） 小貫元君。

○5番（小貫元君） 再質問します。

初めに、アメリカ艦船の石狩湾入港についてです。

一つ目は、NPRについてです。

答弁では、影響について判断できない、こういうことでした。

昨年2月14日の国会審議で、安倍首相は、このNPRによって前提が変わることを認めましたけれども、核の持ち込みは想定していないとの政府見解を示したわけです。

質問で私が聞いたのは、NPRの影響に対する認識を聞いたのではなく、政府が認めたように、前提が変わったという認識はありますかということ聞いたのであり、このことには答えていませんので、答えてください。

二つ目は、港湾施設管理条例との関係です。

取り扱いがないから条例に抵触しない、こう言うわけなのですけれども、港則法上、爆発物その他の危険物を積載した船舶が特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない、このようになっています。積載が規制の対象となると法律で決まっています。港則法との関係ではどう考えるのか、示してください。

三つ目は、管理組合の言い分では、毒ガスもしくは引火しやすいものが船にあることが明らかでも港湾施設の使用を認めるということになります。このような場合でも施設の使用を認めるということになるのでしょうか、管理者の見解を示してください。

四つ目に、入港届ですけれども、貨物船が、入港届に、乗組員はUNKNOWN、貨物はUNKNOWN、このように記載しても接岸許可を出すのですか、お答えください。

次に、北防波堤延伸工事の部分です。

全体を通して、補正予算だとか北防波堤延伸というのは、国が勝手にやることなので、管理組合は知りません、こういう答弁なのですよね。補正予算は緊急性があるとは思えないということを行っているのですけれども、高波によるリスクがあるのだという答弁でした。加えて、埠頭内の施設は高波によって被災したことがない、こういう答弁もありました。

この項で、一つ目は、なぜ静穏度が確保されていないと高波のリスクがあると判断できるのか、答

弁では理解できませんでしたので、わかりやすく説明してください。

二つ目は、北防波堤延伸の理由の一つとして、議会で高波のリスクに対応するためだと説明してきたことは、いつの議会であったのか、お答えください。

三つ目は、BCPとの関係です。

北防波堤延伸は、西1号岸壁のために事業を実施しています。BCPの優先度は、答弁にあったほかの重要インフラに位置づけられている施設、花畔や臨港道路のほうが優先度を高く設定しています。このBCPとの整合性からも、北防波堤延伸を緊急対策として実施することに管理組合として違和感がありませんか、お答えください。

四つ目に、北防波堤延伸の事業費です。

内容把握に努めていきたい、こういう答弁がありました。私は、国が事業費の見直しを示していない、だから、示すように求めてはいかがですか、このように質問したのですけれども、このことには答えていませんので、答えてください。

また、この質問は繰り返しこの議会で行ってきたのですけれども、ここまで無視している理由も示してください。

使用料について、1点だけお伺いします。

この質問も毎回かみ合わないわけですが、確実に見込まれる額だ、こういうふうに言うことは、よほどのことがない限り、増額補正をする予算計上だということで認識してよろしいか、確認いたします。

最後に、ガントリークレーンです。

またもや、大型部品の交換で大赤字、しかも、貨物をふやすための対策が問題です。これまで指摘してきたように、小樽港の貨物を奪ってコンテナ貨物をふやす計画だということが答弁でも明らかになりました。

一つ目は、中国航路です。本質問で述べたように、第3回定例会では運航船社の経営判断との答弁でしたが、このたびの質問では、小樽港が航路を持っている中国へのポートセールスを積極的に行ってきた、管理組合の努力が実ったのだ、いわばそうやって答えているわけなのですが、意図的に中国航路を小樽港から奪おうしているのではないですか、お答えください。

二つ目は、ロシアです。小樽港は、ウラジオストクとローロー船航路を持っています。このロシアとの航路についても、航路就航を進めるとの答弁でした。小樽港との競合になると考えませんか、お答えください。

最後に、三つ目ですが、このように小樽港の航路をターゲットにしたポートセールスを繰り返すことは共存共栄とは言えないと思いませんか、管理者の見解を示してください。

以上です。

○議長（千葉英守君） 管理者高橋はるみさん。

○管理者（高橋はるみ君） 答弁準備に若干時間をいただきたいと存じます。

○議長（千葉英守君） ただいま、管理者から答弁準備に若干の時間をいただきたい旨の発言がありましたので、このまま暫時休憩いたします。

午後 3 時40分休憩

午後 3 時45分開議

○議長（千葉英守君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

専任副管理者本多弘幸君。

○専任副管理者（本多弘幸君） 小貫議員の再質問にお答えします。

初めに、アメリカ艦船の石狩湾新港への入港に関し、まず、前提が変わったということについての認識についてでございます。

これにつきましては、平成30年2月に米国国防省が公表し、外務大臣から談話が出されているといったような内容については認識しているということでございます。

次に、港則法との関係についてでございますが、港則法第21条の危険物とは、当該船舶の使用に供されるものは除くとされ、今回の入港は危険物の運搬が目的でないため、港則法第21条には該当せず、港長の指揮は受けていないと聞いているところでございます。

次に、危険物が明らかな場合も施設の使用を認めるのかというご質問です。

これにつきましては、港湾施設管理条例第18条は、物件取り扱いについて想定しており、積載しているだけでは条例第18条には該当していないというふうに考えているところでございます。

次に、今回の入港届に対して接岸許可を出すのかというご質問についてですけれども、今回の入港届は、港則法の目的である港内における船舶交通の安全や整頓を図る上では問題はないと判断し、受理したものでございます。

次に、北防波堤延伸工事に関し、まず、静穏度が確保されていないと高波のリスクがあるという判断についてでありますけれども、港内波浪の主な原因は港口からの進入波が原因であるというふうに考えております。北防波堤の延伸工事により、港内波浪を減衰させることができるため、高波リスクが回避されるというふうに判断しております。

次に、いつの議会で高波リスクに対応するという話をしたかというご質問についてですけれども、これまでの議会では、北防波堤の延伸は港内波浪を減衰させるものと考えており、港内全体の静穏度向上に寄与できるものというようなご説明をしてきたところでございます。

次に、BCPとの整合性についてであります。今回の点検の背景といたしましては、平成30年7月の豪雨ですとか平成30年の台風21号、あるいは、平成30年の北海道胆振東部地震等により、これまで経験したことのない事象が起り、重要インフラの機能に支障を来し、国民経済や国民生活に多大な影響が生じたところでございます。これらの自然災害で問題点が明らかになった事象に対して、重要インフラがあらゆる災害に際してその機能が発揮できるよう全国で緊急点検が実施されたものでございます。

次に、事業費について国へ見直しを求めるかというようなご質問でございますが、これにつきましては、これまで、国では事業再評価時において適切に全体事業費を見直しておりますし、今後につきましても、国が再評価実施時において適切に見直しを行うものというふうに考えておりますので、

管理組合としては、適宜、内容の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、これにつきましては、決して議会答弁を無視しているということではなく、今ある情報の中でお答えしてきたところでございます。

次に、使用料に関し、増額補正を前提としているのかということに関してですけれども、使用料の予算への反映につきましては、気象条件ですとか貨物の動向の変化等、予想が難しい面がありますが、今後も可能な範囲で精度の高い予算編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、ガントリークレーンの増設に関し、中国航路についてでありますけれども、石狩湾新港管理組合といたしましては、寄港地の多様化ですとか寄港便数の増加が本港を利用する荷主企業などの利便性向上につながるものというふうに考えているところでございます。

次に、小樽港との競合というご質問についてでございます。

これにつきましては、港湾で取り扱われる貨物は民間事業者の企業活動による結果でありまして、このことから、現時点で競合の有無を推測することは難しいというふうに考えております。

最後に、小樽港との共存共栄についてであります。

本港と小樽港は、日本海側の物流拠点として、両港がそれぞれの特性を生かしつつ、相互に連携し、発展していくよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（千葉英守君） 小貫元君。

○5番（小貫元君） まず、1点目ですけれども、入港届の関係です。

再質問では、今回のケースを聞いたわけではなく、今まで普通に入っている貨物船について、乗組員はUNKNOWN、貨物はUNKNOWNと書いてあっても認めるのですかという仮のケースを聞いているので、これは一般論で答えていただければなと思います。これが1点目です。

二つ目に、北防波堤との関係です。

港口から入ってくる波のことを言っていましたけれども、本答弁にあったように、コンテナとか緊急物資輸送臨港道路というのは、今回、国の防災・減災のメニューとしては別のメニューがほかにあるわけですね。北防波堤延伸というのは、あくまでも西1号岸壁のための工事だというのが過去の答弁だったわけです。それなのに、なぜ西埠頭で入ってくる波に緊急対策をとる必要があるのか、管理者の見解を示してください。

もう一つ、高波対策のことを過去の議会で言ってきたかという質問に対して、港内波浪の対策だということにちょっとすりかえていますけれども、高波対策としてこれまで北防波堤の必要性を言ってきましたかということに対してはちょっとずれていますので、このことを明確にお答えください。

四つ目に、国との関係で、北防波堤の事業費の関係です。

内容を把握していくというような答弁で、これまでの議会の議論を無視してきたわけではないのだと言っているのですけれども、私が聞いているのは、単純に、内容を把握したいという受動的な立場ではなく、これだけ議会から言われているから、ところで、一体、事業費は幾らなのかと国に聞いてくださいという話をしているので、それが聞けるのか、聞けないのか、聞いてきたけれども、内容を把握できていないのか、そこを明確にお答えください。

五つ目は、航路の開拓の問題です。

日本海側の港として小樽港と相互に頑張っていくのだみたいな答弁でしたけれども、幾ら、船会社がどの貨物をどうするかを選ぶにしても、既に小樽港という重要港湾があって、その航路を邪魔するようなポートセールスをしているから私は問題視をしているのですよね。

そもそも、石狩湾新港というのは、第2回定例会で言ったように、小樽港の補完港として建設したのです。貨物が伸びないとガントリークレーンの赤字が続く、その赤字の穴埋めに小樽港と航路のある国々にポートセールスをして貨物を伸ばそうとする。これは、どの貨物が競合するかがわからないからこそ、航路で判断するしかないと思うのですよね。

小樽港と既にある航路のところへの航路開拓をやめることを求めます。お答えください。

以上です。

○議長（千葉英守君） 専任副管理者本多弘幸君。

○専任副管理者（本多弘幸君） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

初めに、アメリカ艦船の石狩湾新港への入港に関し、一般論として今回のような入港届であっても受理するののかということについてでありますけれども、港則法の目的である船舶交通の安全や整頓を図る上で問題ないと判断して受理するものと考えております。

次に、北防波堤延伸工事に関し、北防波堤の効果が及ぶ範囲についてでありますけれども、北防波堤延伸工事の効果といたしましては、西1号岸壁の静穏度のみならず、港内全体の静穏度に寄与するものというふうに考えております。

次に、今まで高波対策という言葉は使っていなかったのではないかというようなご質問がありました。

これにつきましては、従来は、港内の静穏度を基準内におさめるということは、外海からの高波を北防波堤でとめることによって港内の静穏度を保つといった意味では同義語かなというふうに解釈しております。

次に、国直轄事業の事業費について、主体的に聞くのかというようなご質問でございます。

これにつきましては、これまでも問い合わせを行ってはいるものの、国からの回答の中では、しかるべき時期に見直すというような回答を得ているところでございます。

最後に、ガントリークレーンの増設に関し、小樽港と競合している航路のポートセールスについてでございますけれども、管理組合としましては、中国、ロシア以外にも、韓国ですとか北米、欧州を含めた各国の船会社などに本港のPRを行うなど、ポートセールスに努めているところでございます。管理組合としては、引き続き、港内の優位性やポテンシャルをPRして、広く航路誘致に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（千葉英守君） 以上で、通告のあった質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問を終結いたします。

1. 討 論

○議長（千葉英守君） これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小貫元君。

○5番（小貫元君） 日本共産党を代表して、議案第1号ないし議案第5号について否決を主張し、討論します。

最初に、2019年度各会計予算案及び2018年度補正予算案についてです。

まず、第1に、国直轄事業の過大な計上です。

毎年20億円前後の予算を当初で計上し、配分額は7億円程度でしたが、新年度予算案は31億円と1.5倍に膨れ上がりました。西1号岸壁の利用実態は、貨物の99.2%が木材チップであり、事実上の一企業の専用埠頭に多額のお金をかける必要はありません。

第2に、使用料の過小な計上です。

正確に財源を捕捉しているとは言えません。

第3に、北防波堤延伸工事です。

補正予算で、緊急対策とは言えない北防波堤延伸にぽんと8億円の予算が計上されました。国民を欺く予算計上です。

さらに、管理組合は、総事業費の見込みについても明らかにしてくれません。

なお、この補正予算案は、国会では野党各党が反対しました。立憲民主党は、参議院の討論で、反対する理由として、国土強靱化の緊急対策として1兆700億円と過大な公共事業関係費が計上されていることを挙げていました。管理組合議会の立憲の皆さんも参考にいただければと思います。

第4に、ガントリークレーンの増設です。

既設のガントリークレーンは12億円の大赤字、起債償還が終わっても単年度の赤字が続いています。そもそも、予定どおりに船が入ってこないのに2基体制の必要はありません。管理組合は、共存共栄とは口ばかりで、ポートセールスによって小樽港の貨物を意図的に奪っています。

次に、議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案です。

期末手当の配分については、異論はありません。問題は、扶養手当の削減です。この手当の増額は当たり前なのに、この手当の増額のために扶養手当を削減する必要はありません。

以上、討論いたします。

○議長（千葉英守君） 以上で、通告のあった討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

日程第3のうち、議案第1号ないし第5号を問題といたします。

これより、採決いたします。

この採決は、起立によります。

本件をいずれも原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（千葉英守君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3のうち、報告第1号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件の報告のとおり、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（千葉英守君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長（千葉英守君） これをもちまして、平成31年第1回定例会を閉会いたします。

午後4時13分閉会